

【EMU バレエスタジオ会費規定】

第1条（会費の構成）

「EMU バレエスタジオ」の会費構成は次のとおりです。

(1) 入会金

入会のために必要なお金です。

(2) 月謝

毎月のレッスンのために必要なお金です。

(3) スタジオ維持費

スタジオをきれいに維持し、気持ちよくレッスンを受けていただくために必要なお金（夏季の冷房費、冬季の暖房費など）です。

(4) 発表会費用

「EMU バレエスタジオ」の発表会へ参加するのに必要な費用（衣装代など）です。

(5) コンクール、講習会費用

コンクール、講習会へ参加する会員等に必要な費用です。

第2条（入会金）

1 入会金は、1万円（消費税別）です。

2 入会金は、入会申込書を提出する際に現金でお支払いください。

第3条（月謝）

1 月謝の金額は、以下の各号に定めるとおりです。

(1) 週1回レッスン

5000円（税込）／1か月

(2) 週2回レッスン

8000円（税込）／1か月

(3) 週3回レッスン

10500円（税込）／1か月

(4) 週4回レッスン

14000円（税込）／1か月

- 2 入会月の月謝は、入会申込書を提出する際に現金でお支払いください。
- 3 入会月以降の月謝は、当月末日にお支払いください。お支払方法は、「EMU バレエスタジオ」が指定する金融機関からの口座引き落としで、引き落とし手数料は、会員等が負担して下さい。
- 4 会員等が長期間レッスンを休止するに際し、事前に池村笑微に対し休会届を提出して説明し、了承を得た場合、当該会員等は休会扱いとし、休会期間の月謝は免除する。

第4条（スタジオ維持費）

会員等は、冷暖房費、水道使用料、フロアメンテナンス費の積立金等を実費負担します。

第5条（発表会費用）

- 1 会員等は、発表会費用として、発表会向けレッスン費用、会場使用料、衣装代、その他雑費を負担します。
- 2 会員等は、発表会前にあらかじめ池村笑微が示した時期までに口座振込みの方法で、発表会費用を支払います。その際の振込み手数料は会員等が負担します。

第6条（コンクール・講習会費用）

- 1 コンクール・講習会に参加する会員等は、コンクール・講習会費用として、コンクール・講習会向けレッスン費用、出演料、衣装代、メイク費用、交通費、池村笑微のコンクール・講習会付き添い日当、その他雑費を負担します。
- 2 コンクール・講習会に参加する会員等は、発表会前にあらかじめ池村笑微が示した時期までに現金で、コンクール・講習会費用を支払います。

第7条（振込手数料）

月謝、発表会費用等の振込み手数料は、会員等が負担します。

第8条（返金不可）

会員は、一旦支払った入会金・月謝・スタジオ維持費・発表会費用、コンクール・講習会費用の返還を求めることはできません。

第9条（本規定を定めた日）

平成27年5月13日